

平成 28 年 6 月 3 日

## 実務補習の充実策等（案）

- 税理士法第 3 条第 3 項及び同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項（いずれも平成 29 年 4 月 1 日施行予定。以下同じ。）の規定に基づいて国税審議会が指定する税法に関する研修は、公認会計士法第 16 条第 1 項に規定する実務補習団体等が実施する実務補習における税法に関する研修で、以下の整備が行われた後のものとする。

### 1 考査

その修得が実務補習の修了要件の一つとされ、また、修了考査の受験要件の一つにも位置付けられている考査について、次の措置を講じる。

- ① 税法関係の考査（2 回分／全 10 回）について、透明性向上等の観点から、（現状、補習所によって異なる試験日や試験問題を統一化した上で、）試験問題（過去 5 年分）を日本公認会計士協会又は会計教育研修機構のホームページ上に公開する。
- ② 考査の合格基準に、（現行基準に加えて）「重要な科目については 6 割以上」との基準を追加した上で、税法科目を「重要な科目」の一つに位置付ける。

（注）追加の基準については、税法関係の考査に係る全体の得点について適用する。

### 2 修了考査

修了考査について、透明性向上等の観点から、試験問題（過去 5 年分）を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

（注）出題内容に関しては、引き続き、総合問題も含めた出題とするなど、税目のバランスにも配慮したものとする。

- 国税審議会は、今後、公認会計士試験に関する制度改正に伴う実務補習の内容・質の著しい変更等、実務補習の制度又は運営に関する重大な事情変更が発生した場合には、指定対象である実務補習の枠組みに関し、同実務補習により税理士法第 3 条第 3 項及び同法施行規則第 1 条の 3 に定める学識と同程度のものが習得できるものであるかどうかについて改めて確認を行う。

上記の実務補習の制度又は運営に関する重大な事情変更の有無を確認するため、国税審議会は、毎年の実務補習の状況（修了考査及び考査の試験概要、試験問題、及び試験の実施状況に関する各種計数）について、日本公認会計士協会より報告を求めることがある。